

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）

	北 海 道	
策定	平成 26 年	5 月
変更	平成 26 年	7 月
変更	平成 26 年	12 月
変更	平成 27 年	4 月
変更	平成 28 年	4 月
変更	平成 29 年	4 月
変更	令和 元 年	7 月
変更	令和 2 年	7 月
変更	令和 3 年	7 月

1. 取組の推進に関する基本的考え方

本道の農村地域では、担い手の減少や高齢化が急速に進み、集落機能や農業・農村の多面的機能の低下が懸念される状況となっている。

一方、本道の農業・農村は、洪水の防止や水源のかん養といった国土の保全をはじめ、大気の浄化、美しい景観の形成など、様々な公益的機能を発揮することにより、道民の生命と財産、豊かな暮らしを守る重要な役割が期待されている。

このような中、道では、北海道農業・農村振興条例（平成9年4月3日北海道条例第10号）第6条に基づき策定した「第6期北海道農業・農村振興推進計画（令和3年（2021年）年3月策定）」において、農業・農村に対する道民理解を促進し、本道の農業・農村を貴重な財産として育み、将来に引き継いでいくため、農地や水路など地域資源の適切な保全管理や質的向上を図るための地域の共同活動、施設の長寿命化のための活動を推進することとしている。

他方、国では、近年の農村地域における高齢化、人口減少等の進展に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあることから、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動に対して支援していくこととしている。

農業・農村の多面的機能の維持・増進を図るためには、地域共同による地域資源の良好な保全や質的向上を図る取組を推進していくことが重要なことから、水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動や、水路・農道の軽微な補修、植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動並びに老朽化が進む水路等の長寿命化のための補修・更新等の活動に対し、多面的機能支払交付金により支援する。

2. 農地維持支払交付金に関する事項

（1）地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1－2の国が定める活動指針及び活動要件に示す活動項目のほか、次の活動内容を追加する。

ア. 活動計画書に位置付けたため池の定期的な見回り

イ. 地域共同で行う配水操作

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 地域資源の基礎的保全活動

地域資源の基礎的保全活動のすべての活動区分を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動区分は、除外する。

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

地域資源の適切な保全管理のための推進活動の活動項目から1以上を定めて、その活動項目に即した活動を実施する。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等（下線が追加部分）

ア. 地域資源の基礎的保全活動

区 分	活動内容の追加
活動区分	点検・計画策定
対象施設等	—
活動項目	1 点検
活動内容	<p>【ため池（管理道路含む）に関する取組内容】</p> <p>□施設の点検</p> <p>・活動計画書に位置付けたすべてのため池について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）、管理道路の状況（側溝のゴミの投棄状況含む）を確認すること。</p> <p><u>・堤体、取水施設、洪水吐等ため池の状況を把握するため、活動計画書に位置付けたため池の定期的な見回りを行うこと。</u></p> <p>・ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池附属施設の点検を行うこと。</p>
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	6 鳥獣害防護柵等の保守管理
活動内容	<p>□鳥獣害防護柵の保守管理</p> <p>・鳥獣被害防止のための防護柵、<u>隔障物</u>の除草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。</p>
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	9 水路附属施設の保守管理
活動内容	<p>□計画に基づいた配水操作</p> <p><u>・かんがい期前に策定した配水計画に基づき、責任者を定めて共同で配水操作を行うこと。</u></p>
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	15 ため池附属施設の保守管理
活動内容	<p>□計画に基づいた配水操作</p> <p><u>・かんがい期前に策定した配水計画に基づき、責任者を定めて共同で配水操作を行うこと。</u></p>
活動要件	—

④ 農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙1）

北海道の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙1のとおりとする。なお、実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

農地維持支払交付金の交付単価は、多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）（別紙 1）の第 6 の 2 の（1）及び（2）のとおりとする。ただし、地域の実情を踏まえ、これによらない場合は交付単価を別途定めるものとする。

② 農地維持支払交付金の交付単価

ア. 基本単価

適用	地目	農地維持支払交付金の 10 アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	2,300 円	1,150 円
	畑	1,000 円	500 円
	草地	130 円	65 円

イ. アの単価によらない市町村及び単価は別添 1 のとおりとする。

ウ. 加算単価については、実施要綱（別紙 1）の第 6 の 2 の（2）のとおりとする。

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

交付金の算定の対象とする農用地は、次の要件に該当する土地とする。

ア. 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内に存する農用地（以下「農振農用地区域内農用地」という。）

イ. ア以外の農用地のうち、多面的機能の発揮の観点から特に必要と認められる次の a から c に該当する農用地

a. 生産緑地法（昭和 49 年 6 月 1 日法律第 68 号）第 3 条第 1 項の規定により定められた生産緑地地区域内に存する農地

b. 市町村との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地

c. 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

(4) その他必要な事項

市町村は、農地維持支払を実施する対象組織からの交付申請に基づき、(2) の②に規定する地目ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額の合計額の範囲内で対象組織に農地維持支払交付金を交付する。

3. 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記 1 - 2 の国が定める活動指針及び活動要件に示す活動項目のほか、次の活動内容を追加する。

ア. 地域共同で行う急激な融雪による法面の侵食等を抑制する活動

イ. 地域が共同で管理する有機質処理施設の管理

ウ. 地域共同で行う鳥獣害防止のための活動

エ. 地域共同で行う農用地に係る附帯施設の補修・設置

オ. 地域共同で行う農用地からの風塵防止のための有機質資材の散布等

カ. 地域が共同で管理する肥培かんがい施設の管理

キ. 地域共同で行う生態系や環境の保全のため、河川、湖沼、湿原などへの農用地からの土砂流出抑制対策等の活動

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 施設の軽微な補修

活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設等について、必要な活動項目を実施する。

イ. 農村環境保全活動

農村環境保全活動の活動区分のテーマから1以上を定めて、そのテーマに該当する計画策定、啓発・普及及び実践活動のそれぞれの活動項目を1以上実施する。

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

多面的機能の増進を図る活動の活動項目から1以上を定めて、その活動項目に即した活動を実施する。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等（下線が追加部分）

ア. 施設の軽微な補修

区 分	活動内容の追加
活動区分	機能診断・計画策定
対象施設等	—
活動項目	24 農用地の機能診断
活動内容	<p>【農用地に関する活動内容】</p> <p>□施設の機能診断</p> <p>・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット、<u>有機質処理施設</u>等の状況確認を行うこと。</p>
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	機能診断・計画策定
対象施設等	—
活動項目	25 水路の機能診断
活動内容	<p>【水路（開水路、パイプライン）に関する活動内容】</p> <p>□施設の機能診断</p> <p>・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設等の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所^①の把握、<u>水路本体や集水区域の積雪状況の把握</u>等）を行うこと。</p>
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	30 農用地の軽微な補修等
活動内容	<p>①畦畔・農用地法面等</p> <p>□融雪材の散布</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の急激な融雪による法面等の侵食を抑制して形状を確保するため、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材の散布を行うこと。また、吹き溜まりの雪割り作業や除排雪を行うこと。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	30 農用地の軽微な補修等
活動内容	<p>①畦畔・農用地法面等</p> <p>□融雪排水促進のための溝きり</p> <p>・農用地等からの融雪水の排水を促進するために溝きりや心土破碎等を行い、表面排水及び地下浸透を促進し、法面等の侵食を抑制して形状確保を行うこと。</p>
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	30 農用地の軽微な補修等
活動内容	<p>②施設</p> <p>□鳥獣害防護柵の補修・設置</p> <p>・鳥獣被害防止のための防護柵、<u>隔障物の補修や設置等を行うこと</u></p> <p>・<u>農業被害が増加している特定鳥獣（エゾシカ）の食害等を回避するため、保護管理に向けた被害状況と目撃情報の収集活動や捕獲の活動</u>をすること。</p> <p>※上記の活動は、「鳥獣被害防止総合対策交付金」と重複していないこと。</p>
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	30 農用地の軽微な補修等
活動内容	<p>②施設</p> <p>□有機質処理施設の適正管理</p> <p>・<u>有機質処理施設の破損箇所や老朽化した箇所の改修等を行うこと。</u></p> <p>・<u>施設の周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。</u></p> <p>・<u>草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。（有機質処理施設は、地域の共有施設であり、かつ、共同で管理を行う場合及び個人の所有施設であっても共同管理組合を設立することなどにより、地域共同で管理することを取り決めている場合に限り、地域資源の質的向上を図る共同活動の対象とする。）</u></p>
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動

対象施設等	農用地
活動項目	30 農用地の軽微な補修等
活動内容	②施設 □ <u>附帯施設の補修・設置</u> ・ <u>農地内にある落水口や附帯明渠排水などの附帯施設について、補修や設置等を行うこと。</u>
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	31 水路の軽微な補修等
活動内容	①水路 □ <u>積雪被害防止</u> ・ <u>積雪による被害を防止するために、水路の雪割りや排雪等を行うこと。</u> ・ <u>急激な融雪による農業用排水路の侵食や氾濫等を防止するために、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材を散布すること。</u>
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農道
活動項目	32 農道の軽微な補修等
活動内容	①農道 □ <u>除排雪</u> <u>急激な融雪により路面や法面等の侵食を防止するために、農道の除排雪を行うこと。</u>
活動要件	—

イ. 農村環境保全活動

区 分	活動内容の変更
活動区分	実践活動
テーマ	水質保全
活動項目	44 その他（水質保全）
活動内容	□ <u>水田からの排水（濁水）管理</u> ・ <u>水田からの濁水流出防止を図るために、ほ場内の浮遊物質を除去すること。又は、濁水がほ場内に滞留して浮遊（懸濁）物質の沈殿が図られるように、排水止水板を設置し、その適正な維持管理を行うこと。</u>
活動要件	—
区 分	活動内容の変更
活動区分	実践活動
テーマ	景観形成・生活環境保全
活動項目	47 その他（景観形成・生活環境保全）
活動内容	□ <u>農用地から風塵の防止活動</u> ・ <u>農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽、</u>

	有機質資材の散布等を行い、適正な維持管理を行う等の取組を行うこと。または、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。
活動要件	—
区 分	活動内容の変更
活動区分	実践活動
テーマ	資源循環
活動項目	50 地域資源の活用・資源循環活動
活動内容	<p>【肥培かんがい施設の適正管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肥培かんがい施設（パイプライン、調整槽、配水調整槽等）の破損箇所や老朽化した箇所の改修等を行うこと。 ・施設の周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。 ・草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。（肥培かんがい施設は、地域の共有施設であり、かつ、共同で管理を行う場合及び個人の所有施設であっても共同管理組合を設立することなどにより、地域共同で管理することを取り決めている場合に限り、地域資源の質的向上を図る共同活動の対象とする。）
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
テーマ	資源循環
活動項目	50 地域資源の活用・資源循環活動
活動内容	<p>【もみ殻の炭化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源の循環を推進するために、収穫時に発生するもみ殻を収集し、土壌改良剤等として利用するもみ殻燻炭を生成すること。
活動要件	—

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

区 分	活動内容の追加
活動区分	多面的機能の増進を図る活動
活動項目	59 都道府県、市町村が特に認める活動
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生態系や環境の保全のため、河川、湖沼、湿原などへの農用地からの土砂流出抑制対策等の活動を行うこと。
活動要件	—

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙2）

北海道の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙2のとおりとする。なお、実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。

⑤ 水田貯留機能強化計画について

近年多発する豪雨災害への対策として、大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることを目的とした水田の持つ雨水貯留機能を活用した取組（田んぼダム）を推進する。

その効果発現には、田んぼダムの面的な広がりが必要であることから、計画策定にあたっては、対象河川、水路の流域内で一定程度のまとまりのある水田地帯を対象区域とした取組を進める必要がある。

⑥ 広域的に取り組む活動の推進について

多面的機能支払交付金実施要綱第2の1には、活動に関して国民の理解の増進に努めることが必要とされており、今まで以上に本交付金の取組効果を発現させるとともに、その効果を発信することが重要である。

そのため、道内の全ての対象組織が共通の認識を持ち、広域的に取り組むことで大きな波及効果を生み出すことが期待できる活動を推進する。

※広域的に取り組む活動については、次のような活動を想定している。

- ア. 生態系保全のための外来種の駆除活動
- イ. 防災・減災力の強化に向けた活動

(2) 交付単価

① 基本的考え方

資源向上支払交付金の地域資源の質的向上を図る共同活動の交付単価は、実施要綱（別紙2）の第6の2の（1）及び（3）のとおりとする。ただし、地域の実情を踏まえ、これによらない場合は交付単価を別途定めるものとする。基本単価と継続地区（資源向上活動（共同）を5年間以上実施した地域及び資源向上支払交付金の施設の長寿命化のための活動に取り組む地域）単価に区分する。

資源向上支払交付金の地域資源の質的向上を図る活動において、多面的機能の増進を図る活動に取り組めない場合の交付単価については、基本単価及び継続単価に5/6を乗じた額を交付単価とする。

継続地区については、地域資源の質的向上を図る共同活動が定着してきたことを踏まえ、基本単価の7.5割とする。

② 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価

ア. 基本単価

適用	地目	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価（共同活動を実施して5年間経過していない地域） ※【 】内は、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合の単価	田	1,920円 【1,600円】	960円 【800円】
	畑	480円 【400円】	240円 【200円】
	草地	120円 【100円】	60円 【50円】
継続地区単価（共同活動を5年間以上実施した地域及び施設の長寿命化のための活動に取り組む地域） ※【 】内は、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合の単価	田	1,440円 【1,200円】	720円 【600円】
	畑	360円 【300円】	180円 【150円】
	草地	90円 【75円】	45円 【37.5円】

- イ. アの単価によらない市町村及び単価は別添2のとおりとする。
- ウ. 加算単価については、実施要綱（別紙2）の第6の2の（1）のウのとおりとする。
- エ. 組織の広域化・体制強化に対する支援単価については、実施要綱（別紙2）の第6の2の（3）のとおりとする。

（3）交付金の算定の対象とする農用地

交付金の算定の対象とする農用地は、次の要件に該当する土地とする。

- ア. 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存する農用地（以下「農振農用地区域内農用地」という。）
- イ. ア以外の農用地のうち、多面的機能の発揮の観点から特に必要と認められる次のaからcに該当する農用地
 - a. 生産緑地法（昭和49年6月1日法律第68号）第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区域内に存する農地
 - b. 市町村との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地
 - c. 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

（4）その他必要な事項

市町村は、資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）を実施する対象組織からの交付申請に基づき、（2）の②に規定する地目ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額の合計額の範囲内で対象組織に資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）を交付する。

4. 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項

（1）地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

対象組織が管理する農地周りの水路、農道、ため池のうち、次のア～オに該当する施設を対象施設とし、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。

- ア. 認定申請時に直轄又は補助の農業農村整備事業等を実施していないこと。
- イ. 認定申請時に直轄又は補助の農業農村整備事業等が予定されていないこと。
- ウ. 市町村が所有又は管理していないこと。
- エ. 対象活動は、農地周りの水路・農道等の機能を維持するための補修を基本とし、市町村や施設管理者と十分協議がなされていること。
- オ. 対象組織の負担額が活動経費の3分の1以上となること。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

①のオの負担額を除き、工事1件あたり、2百万円以上の活動を実施する場合は、次の要件を満たすこと。

- ア. ①の基本的考え方におけるア及びイに該当することについて、北海道に確認を得ること。
- イ. 前項について北海道の確認が得られた場合は、その他事項について市町村が確認した上で、工事内容について北海道日本型直接支払推進協議会（以下「道協議会」という。）の技術的指導を受けること。

③ 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動（下線が追加部分）

区分	活動項目の追加
活動区分	実践活動
施設区分	農地

活動項目	67 給水栓（散水施設を除く）の更新等
活動内容	<input type="checkbox"/> 給水栓の更新 ・老朽化等により機能に支障が生じている給水栓の更新等の対策を行うこと。
活動要件	—

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙3）

北海道の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象施設・対象活動に関する指針は、別紙3のとおりとする。なお、実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。

(2) 交付金の算定の対象とする農用地

交付金の算定の対象とする農用地は、次の要件に該当する土地とする。

ア. 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存する農用地（以下「農振農用地区域内農用地」という。）

イ. ア以外の農用地のうち、多面的機能の発揮の観点から特に必要と認められる次のaからcに該当する農用地

a. 生産緑地法（昭和49年6月1日法律第68号）第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区内に存する農地

b. 市町村との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地

c. 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

(3) その他必要な事項

① 市町村は、資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）を実施する対象組織からの交付申請に基づき、多面的機能支払交付金実施要綱別紙2の第6の2の(2)に規定する地目ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額の合計額の範囲内で対象組織に資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）を交付する。

② 施設の長寿命化のための活動は、地域における共同の取組であることから、事業実施にあたっては、直営施工を基本とする。しかし、専門的な技術が必要な工事等で外部発注による場合は、「農地周りの水路・農道等の長寿命化の手引き」等を参考にすること。

5. 広域協定の規模

北海道内においては、広域協定の対象とする区域が昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は協定の対象とする区域内の農用地面積が、3,000ha以上の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができる。

ただし、地域振興5法指定地域（特定農山村地域、振興山村、過疎地域、半島振興地域、離島）及び事業計画の対象とする区域内に棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域を含む等の要件を満たす場合、1,500ha以上又は協定に参加する集落が3集落以上の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができる。

6. 地域の推進体制

(1) 基本的な考え方

本交付金による取組の推進にあたっては、北海道、市町村、農業者団体、対象組織の緊密な連携により、実施することが必要であることから、北海道では、北海道、市町村、農業者団体

等から構成する道協議会を推進組織として、地域の推進体制に位置付ける。

(2) 関係団体の役割分担

① 北海道

- ア. 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」(平成 26 年法律第 78 号。以下「法」という。)に基づく基本方針を策定する。
- イ. 本交付金の実行状況の点検や必要に応じ対象組織に指導・助言を行うため、第三者機関を設置・運営する。
- ウ. 北海道の多面的機能支払交付金の実施に関する基本方針を策定する。
- エ. 農地維持支払交付金、資源向上支払交付金及び推進交付金について、市町村及び道協議会から提出された申請書等を審査するとともに、申請者に交付金の交付額等を通知し、交付金の交付を行う。
- オ. 活動に関する指導・助言
- カ. 本交付金の普及・啓発

② 市町村

- ア. 法に基づく促進計画を策定する。
- イ. 対象組織の事業計画を認定する。
- ウ. 広域活動組織の協定を認定する。
- エ. 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金について、対象組織から提出された申請書等を審査するとともに、対象組織の代表者に交付金の交付額等を通知し、交付金の交付を行う。
- オ. 毎年度、対象組織の活動の実施状況を確認し、北海道知事に報告する。
- カ. 活動に関する指導・助言
- キ. 本交付金の普及・啓発

③ 道協議会

- ア. 交付申請事務等に関する指導・助言
 - ・ 農業者等に対する説明
 - ・ 市町村から提供のあった書類の不備、面積、要件等の確認
- イ. 普及推進活動
 - ・ 対象組織に対する本交付金全般に係る問合せ窓口(説明会の開催を含む。)
 - ・ 手引き、広報資料等の作成
 - ・ 対象組織に対する指導・助言(技術指導、事務的支援を含む。)
 - ・ 北海道地域資源保全情報のデータ蓄積・整備
- ウ. 実績値とりまとめ
 - ・ 実績値(面積、活動量等)のデータ入力処理
- エ. 検査等の支援
- オ. その他
 - ・ 対象組織の法人化及び事務支援組織の設立支援
 - ・ その他必要となる事務(本交付金の実施に必要な各種調査等)
 - ・ 活動事例や財産譲渡の情報等の収集

(3) 市町村等への推進交付金の交付の方法

市町村及び道協議会への推進交付金については、国から北海道が交付を受けた額のうち、市町村推進事業又は推進組織推進事業の実施に必要な経費を「北海道多面的機能支払事業補助金交付要領」に従い関係市町村及び道協議会に交付する。

(4) その他必要な事項

① 北海道地域資源保全情報について

農地や施設等の資源情報データベースを構築し、多面的機能支払及び中山間地域等直接支払に取り組む対象組織等が行う施設の維持管理等の保全情報の蓄積を行うことにより、申請・確認・報告等の事務、活動計画の見直し、地域資源保全管理構想の策定及び事業評価等を支援することを目的に、道協議会が関係市町村等と連携を図りながら、北海道地域資源保全情報のデータ蓄積・整備を進めていく。

② システムの導入推進について

多面的機能支払交付金に取り組む対象組織からの事務負担の軽減要望に応えるとともに、本交付金の成果を詳細に把握するための活動情報の収集や、適正な事務処理と効率的な執行体制の確立に向けて、北海道・市町村並びに道協議会がともに協力し、次のシステムの導入を積極的に推進する。

ア．北海道地域資源保全情報の整備に向けたシステム

①の北海道地域資源保全情報の蓄積・整備に向けて既存GISツールによる整備を図る。

イ．事務負担の軽減等に向けたシステム

事務負担の軽減、活動情報の収集等に向けて、道協議会が構築する帳票作成支援システムの運用を図る。

7. その他

(1) 市町村又は土地改良区等が所有又は管理する施設の工事の実施について

- ① 市町村が所有又は管理する施設に対して、対象組織が補修等の工事を実施する場合は、事業計画認定時に示された条件に基づき必要な手続きを行うものとする。
- ② 土地改良区等の市町村以外の者が所有又は管理する施設に対して、対象組織が補修等の工事を実施する場合は、あらかじめ土地改良区等と工事に関する確認書を交わすものとする。
- ③ 対象組織は、施設を所有又は管理する者からの事前の指示に基づき、補修等を行った施設の諸元、位置等の情報及び工作物について、施設を所有又は管理する者に速やかに譲渡するものとする。

(2) 活動事例の収集について

市町村は、多面的機能支払実施要綱・要領に基づき実施状況の確認を適切に行うとともに、活動事例の収集に努めるものとする。

【参考添付資料】

(参考1) 関係団体の役割分担表

(参考2) 実施体制図

<参考1>

関係団体の役割分担表

事業内容	実施主体			備考
	北海道	関係市町村	推進組織	
多面的機能支払交付金	○	○		
多面的機能支払推進交付金				
1. 法基本方針の策定	○			
2. 促進計画の策定		○		
3. 第三者機関の設置、運営	○			
4. 要綱基本方針の策定	○			
5. (1) 事業計画の指導、審査		○	○	
(2) 事業計画の認定		○		
6. (1) 広域協定の指導、審査		○	○	
(2) 広域協定の認定		○		
7. (1) 実施状況確認		○	○	
(2) 実施状況報告		○		
8. 推進・指導				
(1) 対象組織等への説明会	○		○	
(2) 活動に関する指導、助言	○	○	○	
(3) 推進に関する手引きの作成			○	
(4) 対象組織を支援する組織への支援			○	
9. (1) 交付申請書等の審査	○	○		
(2) 通知、交付	○	○		
10. 多面的機能支払交付金の普及・啓発	○	○	○	

<参考 2 >

実施体制図

